

表彰制度の概要

【献血関係】

		京都府献血推進協議会会長表彰（京都府知事）
目的		献血運動の推進に積極的に協力し、他の模範となる実績を示した団体及び個人に対し、表彰状を贈呈し、一層の献血推進に資する。
創設年度		昭和44年度
表彰基準		・献血運動推進、組織的献血協力等（団体） 活動歴5年以上 ・地域献血協力者等（個人） 活動歴10年以上
受賞者数	R 7	6団体、個人4名
	R 6	5団体、個人4名
	R 5	5団体、個人5名

【薬事関係】

		京都府薬事関係功労者表彰
目的		府民の保健衛生の向上及び薬事振興のために貢献した個人又は団体を表彰し、薬事法等に関する認識を高め、薬務行政の推進に資する。
創設年度		平成元年度
表彰基準		・薬事関係営業者等（個人） 50歳以上かつ業務歴20年（又は役員歴11年）以上 ・薬事関係団体（団体） 活動歴20年以上 ・毒物劇物営業者等（個人） 50歳以上かつ業務歴20年（又は役員歴11年）以上 ・毒物劇物関係団体（団体） 活動歴20年以上
受賞者数	R 7	個人6名
	R 6	個人10名
	R 5	個人6名

【薬物乱用防止関係】

	薬物乱用防止啓発活動に功績のあった者に対する厚生労働大臣及び医薬局長感謝状	薬物乱用防止に功績のあった者に対する知事感謝状	
目的	麻薬行政推進に関して顕著な功績を示した団体及び個人に対し、感謝状を贈呈し、麻薬・覚醒剤乱用防止の一層の推進を図る。	薬物乱用防止活動に顕著な功績を示した団体又は個人に対して感謝状を贈呈し、府民の保健衛生の向上に寄与する。	
創設年度	大臣：平成5年度 局長：昭和44年度	平成10年度	
表彰基準	局長感謝状 ・麻薬中毒者対策、薬物乱用防止啓発活動等 団体：活動歴5年以上 個人：活動歴10年以上 他 大臣感謝状 ・局長表彰後2年以上活動継続 団体：活動歴8年以上 個人：活動歴15年以上 他	薬物乱用防止普及啓発 団体：活動歴5年以上 個人：活動歴8年以上 (役員歴5年以上)	
受賞者数	R 7 R 6 R 5	大臣：個人1名、局長：個人2名 大臣：個人1名、局長：個人2名 大臣：個人1名、局長：個人2名	0団体、個人4名 0団体、個人3名 1団体、個人6名